

○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

(平成二十二年七月十五日厚生労働省・経済産業省・環境省告示第十八号)

最終改正 平成三十年三月三十日

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第四号

施行日 平成三十年四月一日

1. トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素（以下「トリクロロエチレン等」という。）であること又はトリクロロエチレン等が使用されている製品であること及びトリクロロエチレン等が第二種特定化学物質であること。
2. トリクロロエチレン等の含有率
3. 注意事項
  - (1) トリクロロエチレン等が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること（トリクロロエチレン等が使用されている製品にあっては、含有されている当該トリクロロエチレン等が、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあること）に留意し、使用設備等の密閉化、回収措置の実施等により使用の合理化に努めること。
  - (2) 容器、貯蔵タンク等から漏出がないかを定期的に点検すること。
  - (3) 取扱作業は、飛散又は流出しないよう留意して行うこととし、万一、飛散又は流出した場合には、ウエス、紙タオル等により直ちにふき取ること。
  - (4) 廃液、汚泥等は、関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又

は廃棄物処理業者に委託して処理すること。

4. 表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所